

燕市水道事業経営懇話会設置要綱

平成25年5月15日
水道事業管理規程第1号

(設置)

第1条 燕市水道事業の経営について、識見を有する者、水道使用者等から広く意見を聴取することを目的に、燕市水道事業経営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討し、燕市水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に意見書を提出するものとする。

- (1) 燕市水道事業の経営に関すること。
- (2) 燕市水道事業の計画に関すること。
- (3) その他、燕市水道事業の健全な運営に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する10名以内の委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 水道使用者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他管理者が必要と認める者

2 前項第3号の委員の人数は、2人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げないものとする。
- 3 管理者は、委員がその要件を欠くに至った場合は、委員の委嘱を解くものとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、会長が務めるものとする。

4 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 会議は、公開を原則とする。ただし、議長が必要と求めるときは、出席委員の過半数の賛同をもって非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、水道局事業課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、告示の日から施行する。